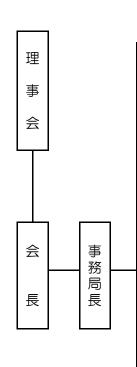


【理事・監事・評議員選任区分】

- (1) 地域住民代表
- (2) 障害者団体又は障害者家族団体の代表
- (3) ボランティア団体の代表
- (4)福祉施設の役員
- (5) 福祉関係団体の代表
- (6) 高齢者関連団体の代表
- (7) 保健医療関係の代表
- (8) 教育関係の代表
- (9)経済労働関係の代表
- (10) 農業関係の代表

知立市社会福祉協議会事務局体制



法 人 運 営 部 門

- (1) 定款・諸規程の制定及び改廃に関すること
- (2) 会務の運営に関すること
- (3) 財務管理に関すること
- (4) 人事管理及び福利厚生に関すること
- (5)総合的な企画・調整に関すること
- (6) 会館管理(指定管理者)に関すること
- (7) 文書の管理、その他庶務に関すること
- (8) その他、法人運営に必要な事項に関すること

地域福祉活動推進部門

- (1) 福祉課題把握・計画策定・提言改善に関すること
- (2)連絡・調整・支援に関すること
- (3) 住民の福祉活動の推進・支援に関すること
- (4) ボランティア・市民活動の振興・支援に関すること
- (5) 福祉教育に関すること
- (6) 事業の普及及び啓発に関すること
- (7) 福祉サービス等の開拓・企画・運営に関すること
- (8) 福祉財源の募集に関すること
- (9) その他、地域福祉活動推進に必要な事項に関すること

福祉サービス利用支援部門

- (1)総合相談事業に関すること
- (2) 苦情処理及び第三者委員に関すること
- (3) 第三者評価事業に関すること
- (4)貸付事業に関すること
- (5) 地域包括支援センター事業に関すること
- (6) 障害者相談支援センター事業に関すること
- (7) 社会福祉事業者等研修・教育に関すること
- (8) 日常生活自立支援事業に関すること
- (9) 生活困窮者自立相談支援事業に関すること
- (10) 成年後見支援事業に関すること
- (11) 老人福祉センター事業に関すること、知立市身体障害者福祉センター事業に関すること
- (12) その他、福祉サービス利用支援に必要な事項に関すること

在宅福祉サービス推進部門

- (1) 居宅介護支援事業に関すること
- (2) ホームヘルプサービス事業に関すること
- (3) デイサービス事業に関すること
- (4) 地域活動支援センター事業に関すること
- (5) その他、在宅福祉サービス推進に必要な事項に関すること